

# 26 分野横断的な政策 構造改革

# 1 真の分権型社会の実現

## 1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 「2050 東京戦略」の実現に向けて改革を押し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

### <現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成 26 年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

### <具体的要求内容>

- (1) すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向けて、前例にとらわれることなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生の未然

防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。あわせて、過去に実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲し、地方の権限等の拡充を図ること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

## 参 考

○三次にわたる一括法（第一次から第三次地方分権一括法まで）の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

## 2 東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の不合理な措置の阻止 及び地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと。
- (2) 日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を行うこと。

### <現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しており、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充が必要である。

これまで国は、こうした根本的な状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

そうした中、令和8年度与党税制改正大綱（令和7年12月19日）では、「都市・地方の財政力格差が拡大している」として、税源の偏在を是正する追加的な措置について、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得ると明記された。加えて、特別区の固定資産税にも必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得ると明記された。

しかしながら、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。加えて、固定資産税については、所在自治体で課税する市町村税であるにもかかわらず所在地以外の自治体への配分を議論することは、応益性の原則に反し、地方税制の根幹を否定するものである。

もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。こうした点から、東京を狙い撃ちにした措置は不合理なものであり、都としては容認できない。

さらには、国・地方ともに税収が増加を続ける中、現行の地方交付税制度は、

地方自治体の税収が増加した場合も、税収増の75%が地方交付税と相殺され、新たな財源として活用できるのは僅か25%分のみとなるなど、地方の増収努力のインセンティブを阻害する仕組みとなっている。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体間で限られたパイを奪い合う内向きの議論ではなく、どのようにパイを拡大するかという観点の下、地方が時代の変化に合わせて多様なニーズに対応し、独自の取組を積極的に行えるよう、地方交付税制度を含めた地方税財政制度全体の在り方の検証を行うべきである。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しは、地方分権に反するものであり、行わないこと。
- (2) 日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を行うこと。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。

### 3 地方分権に資する国庫補助負担金改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・政策企画局)

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

#### <現状・課題>

地方分権改革の推進に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、国庫補助金など国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税を拡充する方向で検討をすべきである。このためには、まず、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要のない事務に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、権限の移譲と併せて必要な財源が確実に措置されなければならない。

国庫補助負担金改革を真の地方分権に資するものとするため、地方の取組をその実情を踏まえないまま一律に評価すべきではなく、制度設計等に当たっては、国は地方と十分に議論を尽くすべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を真の地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

## 4 国直轄事業負担金の更なる改革

(提案要求先 総務省・財務省・国土交通省)  
(都所管局 政策企画局・財務局・建設局・港湾局)

- (1) 計画段階から地方自治体の意見を十分反映できる事前協議を法制化すること。
- (2) 地方分権の観点から、国直轄事業の範囲について見直しを行い、地方が担うことができる事業は財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 地方自治体に負担金を返還する仕組みの構築を検討すること。

### <現状・課題>

都は建設に関する負担金については、適切なものは負担していく用意がある。しかし、直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担に応じた国直轄事業の範囲の見直しや事前協議の法制化、返還の仕組みの検討などが実現していない状況である。

### <具体的要求内容>

- (1) 事業の検討に当たっては、計画段階から地方自治体の意見を十分反映できるよう協議を行う仕組みを担保するために、事前協議の法制化を行うこと。
- (2) 地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定し、地方が担うことができる事業については財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 国庫補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき国に返還する仕組みがある。こうした仕組みを参考に、直轄事業負担金を財源とする国の直轄事業においても国に不適切な支出等があった場合には、負担した地方自治体に返還する仕組みを検討すること。

## 5 日本全体の持続可能な発展を担う人材育成のための東京 23 区の 大学定員規制の撤廃【最重点】

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)  
(都所管局 政策企画局)

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針とも一致せず、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

### <現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年 5 月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課す不合理なものである。学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

都が令和 7 年度に実施した調査では、23 区内の 41 の大学が規制の影響を受けたと回答している。具体的には「IT・デジタル分野など成長分野の新学部設置を断念した」、「新たなカリキュラム編成に必要な教員採用・設備投資が困難になっている」など、多くの大学から規制が妨げになって長期的な大学改革や将来構想を描きづらくなっているとの指摘がなされている。

本規制は、地方から東京への学生の流出を抑制し、地方の大学への進学率を上げるために導入されたものである。しかし、規制が導入された後も、地方の大学へ進学する学生の割合に変化はなく、西日本のほとんどの県では、都内大学へ進学する学生の割合は 1 割未満にとどまっている。また、地方の自県就職率も低下傾向という事実からも、規制の効果がないことは明らかである。

地域の大学の振興や、若者の就学・就職を促進するためには、地域の大学や産業、就職環境の魅力を高める取組を進めることこそがあるべき対応である。本来的な取組によらず、東京 23 区の大学の定員増を規制しても法律の目的は達成できない。

そもそも、若者が自己実現に向けて地域を超えて学び、挑戦することは、本人の可能性を広げるとともに、将来の地域社会への貢献にもつながり得るものである。こうした機会は、規制されるものではなく、むしろ積極的に確保されるべきである。現に、進学を希望する高校生からは、「進学先の選択肢が狭まる」「どこの大学で学ぶかは学生自身が決めるべき」といった、規制を懸念する声が多く寄せられている。また、「新しい学部をつくり、時代に即した人材育成ができる環境

にすべき」との意見もあり、規制が社会の変化に対応した学びや人材育成の妨げとなることへの懸念も示されている。

世界では、先端分野の人材育成のため、大学改革を進めている。世界の潮流にもそぐわないパイの切り分けに終始する内向きの政策を続けていては、熾烈な国際競争を勝ち抜くことはできない。

国においても、「強い経済」を実現するための成長戦略の課題として「人材育成」を掲げ、理工系人材の抜本的拡大の必要性を指摘している。この戦略の実現のためにも、23区の大学も含め、日本全体で総力を挙げて人材育成に取り組むことこそが重要である。

こうした事実や当事者の声を十分に踏まえ、本規制を早期かつ確実に撤廃することを要望する。

#### <具体的要求内容>

東京23区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京23区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針とも一致せず、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

## 6 国庫補助金等に係る超過負担の解消【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省)

(都所管局 財務局)

国庫補助金等について、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

### <現状・課題>

国と地方の適正な財政秩序を確立するためには、経費の負担区分を明確化し、適正な財源措置が行われることが必要である。

こうした観点から、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 18 条では、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」と規定している。

一方、現在、道路、港湾、公営住宅、上下水道などの社会資本ストックの維持・更新や都市強靱化などに対する経費は上昇傾向にあり、地方財政における課題となっている。ナショナルミニマムの維持や日本経済全体の活性化を図るため、国と地方が連携して投資を進めていく必要がある。

しかし、都においては、国の補助金等の配分額が必要額に対して大きく不足しており、超過負担が生じている。令和 7 年度は、警察費や教育費など複数の経費で国庫補助金等の不足が生じており、適正な経費負担となっていない。

### <具体的要求内容>

国庫補助金等について、地方の実態を十分に踏まえた上で、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

## 2 首都移転の白紙撤回

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 政策企画局)

首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

### <現状・課題>

東京一極集中の是正などを目的に進められてきた首都移転は、少子高齢化の進展や急激な人口減少に加え、最先端技術の発達や通信インフラの高度化などの社会経済情勢が大きく変化する中、もはやその論拠も意義も完全に失っている。

しかしながら、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだ国会等の移転に関する決議と法律が残置されている。

我が国の、国と地方の債務残高は1,300兆円を超えており、更に莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白である。

今なすべきことは首都移転ではなく、首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を高め、更に発展させることである。

そのためには、三環状道路等の整備、羽田空港や東京港の機能強化などを推進し、首都圏の成長につながる具体的施策を講じていかなければならない。

### <具体的要求内容>

国全体の利益のため、政府としても首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

### 3 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

#### <現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が賦課・徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に影響を及ぼしている。

#### <具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合 に相当する額
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度	151億円	83億円
元年度	164億円	90億円
2年度	245億円	135億円
3年度	86億円	47億円
4年度	143億円	79億円
5年度	281億円	155億円
6年度	237億円	130億円
7年度見込み	205億円	115億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52%、19～元年度…55%  
令和2～6年度…55.1%、令和7年度以降…56%

## 4 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

### <現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

加えて、令和8年2月、政府の下で設置された「社会保障国民会議」においては、消費税の負担軽減と社会保障の一体的見直しに関する議論が進められている。こうした動きを含め、今後、地方財政に影響を及ぼし得る制度の創設や見直しを行う場合、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。  
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

## 5 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

### <現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
  - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
  - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
  - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地方揮発油譲与税	35	35	35	33	29
地方道路譲与税	0	—	—	—	—
特別法人事業譲与税	1,809	1,816	2,077	2,382	2,266
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1	1	1	1	1
そ の 他	17	15	18	11	12
合 計	1,862	1,868	2,131	2,427	2,307

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和6年度までは決算ベース、令和7年度及び令和8年度は当初予算ベース。

## 6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

### <現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など、法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿をゆがめる不合理な改正は行わないこと。

参 考

**【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】**

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の1 /2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

**【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】**

(単位：億円)

年 度	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
減収額	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	2,216	2,442	2,438	2,948	3,083	3,054

(注)令和7年度は補正後予算ベース、令和8年度は当初予算ベース。

## 7 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

### <現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている。そもそも返礼品は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号における「特別の利益」に当たり、返礼品相当額は寄附金控除の対象外となるとの指摘もある。

それにもかかわらず、返礼品相当額も含めた寄附金全額が控除対象であり、いわば官製通販ともいえる現在の「ふるさと納税」は、見返りを求めないという寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき

税収減の全額が転嫁されている問題もある。

国も制度自体に問題があることを認識していることから、これまで指定基準等の見直しを繰り返しており、令和8年度税制改正においても、特例控除額について上限を新たに設定する等の見直しを行っているが、特例控除額の上限設定は給与収入1億円以上という一部の限られた高所得者を対象としたものである。

さらに、近年は返礼品競争の過熱化を背景として、地方自治体や事業者が指定基準違反をすることにより、指定取消となる地方自治体が増加している。国は返礼品の膨大な件数を理由に返礼品の事前確認を一部省略する一方で、指定基準を遵守するために地方自治体に対しては管理体制の強化を求めるなど、対応に一貫性が見られない。

このように、「ふるさと納税」は、場当たりの制度的見直しが行われているものの、制度の本質的な問題点が解消されていない状況である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、自己負担額下限の引上げ、特例控除額の上限の更なる引下げなどを早期に実現すること。

- (2) マイナンバーカードの普及率が8割を超えるとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることに鑑み、「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額	うち	
			都民税分	区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,863,172	187,903	76,040	111,864
令和7年度	2,001,079	216,083	86,227	129,855

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和7年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(注) 制度創設時(平成21年度)からの累計の控除額は、1,159,255百万円(うち都民税分は464,383百万円、区市町村民税分は694,872百万円)である。

## 8 地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

### <現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和 7 年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和 10 年 3 月末まで 3 年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

また、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を特別区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、令和 8 年度税制改正において雇用者の数が増加した場合の減税措置は令和 8 年 3 月末で廃止された。一方、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合の減税措置については、中古資産の取得も可能にする等の見直しを行い、軽減割合を引き上げた上で適用期限を令和 10 年 3 月末まで 2 年間延長することとされた。

これらの制度は都や特別区など特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の充実を図るべきである。

### <具体的要求内容>

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

参 考

1 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」  
（平成 28 年度創設、適用期限：令和 10 年 3 月末）

（1）制度概要

- ・ 各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対する企業の寄附が対象
- ・ 寄附額は、事業費の範囲内であることが必要
- ・ 寄附企業に対する返礼品などの経済的な見返りの提供は禁止
- ・ 企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外

（2）対象外地域

区分	条件	該当自治体
都道府県	不交付団体	東京都
区市町村	全域が三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）に該当する不交付団体	特別区など

（3）税制措置の内容

- ・ 法人事業税：寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20%が限度）
- ・ 法人住民税：寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が限度）
- ・ 法人税：法人住民税の控除額が寄附額の 4 割に達しない場合、その残額を寄附額の 1 割まで税額控除（法人税額の 5%が限度）
- ・ 寄附額は全額損金算入（寄附額の約 3 割相当）

（4）影響額（法人事業税及び法人住民税の控除額）

（単位：億円）

年 度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	累計
都	0.0	0.6	0.8	3.1	1.5	23.9	29.4	54.7	55.6	169.6
全 国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	93.0	159.0	193.5	535.5

出典：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」  
「道府県税の課税状況等に関する調」「市町村税課税状況等の調」

## 2 「地方拠点強化税制」

(平成 27 年度創設、適用期限：令和 10 年 3 月末)

### (1) 対象事業の概要

#### ア 「移転型事業」

- ・ 東京 23 区から地方への特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の移転

※ 首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯への移転は対象外

#### イ 「拡充型事業」

- ・ 地方部における特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の拡充及び東京 23 区以外の地方から別の地方への特定業務施設の移転

※ 三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法等に定める既成市街地等)における拡充は対象外

### (2) 税制措置の内容

#### ア 「設備投資減税（オフィス減税）」

- ・ 地方拠点における建物等の取得価額に応じて法人税等を減税

- ・ 「移転型事業」は、特別償却 25%又は税額控除 7%

※ 一定の要件を満たす場合、税額控除 8%に上乗せ

※ 対象建物等が中古資産の場合、特別償却 15%又は税額控除 4%

- ・ 「拡充型事業」は、特別償却 15%又は税額控除 4%

※ 一定の要件を満たす場合、特別償却 20%、税額控除 5%に上乗せ

※ 対象建物等が中古資産の場合、特別償却 10%又は税額控除 2%

#### イ 「雇用促進税制」（令和 8 年 3 月末をもって廃止）

- ・ 地方拠点において本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を減税

- ・ 「移転型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 90 万円（50 万円＋上乗せ分 40 万円）税額控除

- ・ 「拡充型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 30 万円税額控除

### (3) 適用実績（全国分）

(単位：件)

年 度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	累計
オフィス減税	4	20	31	24	40	34	26	34	35	36	284
雇用促進税制	7	5	7	9	7	10	4	8	6	7	70
計	11	25	38	33	47	44	30	42	41	43	354

出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

## 9 個人住民税利子割における住所地課税の実現

### 【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

個人住民税利子割について、清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現などの視点も踏まえて対応すること。

#### <現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ「住所地課税」が原則とされている。しかしながら、利子割については、預金者の住所地にかかわらず、預貯金の口座所在地等の都道府県に納付する仕組みとなっている。

総務省は、令和7年2月、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大しているとの認識の下、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討することを目的として、地方財政審議会の下に「地方税制のあり方に関する検討会」（以下「総務省の検討会」という。）を設置した。同年11月には、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべきとする報告書が取りまとめられた。

これを受け、令和8年度与党税制改正大綱においては、報告書の内容を踏まえ、「都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入することとする。」と示され、令和8年度分以後の道府県民税利子割から清算制度が導入されることとなった。

都としても、あるべき税制が「住所地課税」であるとの認識は総務省と同様である。しかしながら、以下の理由から、道府県民税利子割における清算制度の導入は、本来目指すべき「住所地課税」の実現に逆行するおそれがある。

理由1 道府県民税利子割に係る実態について十分な検証がなされておらず、あるべき税収帰属との乖離の状況が不明であること

総務省の検討会が「あるべき税収帰属との乖離」があるとする根拠は、利子割の課税主体である都道府県単位のものではなく、県庁所在地を対象とした調査に

基づくものである。当該調査は、都の世帯総数約 745 万世帯に対し、調査対象が 210 世帯にとどまり、その割合はわずか 0.0028%と極めて限定的なサンプルであり、国会や東京都税制調査会においても、信頼性が低いとの指摘がなされている。

また、総務省の検討会では、一時的に一部のインターネット銀行の設定金利が高かったという事象を根拠に、今後、実店舗に紐づかない銀行利用が拡大していくものと推測している。しかし、総務省自身、金利に関するインターネット銀行の優位性が相対的に縮小する可能性を認めており、実際に、その金利優位性は低下傾向が見られることから、こうした推測を根拠とすることは不適當である。

さらに、総務省が議論の前提としている都の税収シェアが 40%を超える状況についても、令和 8 年 3 月末では約 30%に急減するなど、総務省の前提とは明らかに異なる傾向が見られる。これは、総務省の主張が、不十分なデータや根拠の薄い推測に基づくものであり、信頼性に欠けることを示すものである。

理由 2 課税の実態を把握しないまま、所得に関するデータを清算基準に用いることは、かえって、本来あるべき住所地課税から遠ざかるおそれがあること。

金融資産は高齢者の保有割合が高い一方、所得を得る主体は現役世代が中心である。このため、預貯金という金融資産から生じる利子所得と勤労所得等では、所得を生み出す年齢層の傾向が大きく異なることから、東京都税制調査会や有識者からも、所得に関するデータを用いて都道府県間で税収を調整することは不適當であるとの指摘がなされている。

そもそも、総務省の検討会が実施した地方銀行に対するヒアリングにおいては、大半の顧客について口座保有店と住所が同一の都道府県であることから、現行制度においても、実質的には住所地課税に近い状況となっていることや、インターネット支店の開設は利便性向上を目的とするものであり、県外在住の方が、あえて当該銀行のインターネット支店の口座を開設するニーズはないこと等の回答もなされている。

このように、預貯金残高全体の約 96.5%を占める実店舗を有する銀行に係る利子割税収については、現状の口座所在地課税であっても、住所地課税に近い状況となっている可能性が考えられるが、十分な検証は行われていない。少なくとも、乖離の主な要因とされているインターネット銀行については、実態調査を行う必要があると考えられるにもかかわらず、実施されていない。

以上のことから、課税の実態を把握しないまま、利子所得と直接的な関連のない所得に関するデータによる清算制度を導入することは、かえって、本来あるべき住所地課税から遠ざかる可能性がある。

令和 8 年度税制改正で導入された清算制度は、こうした課題を解消することなく、拙速に導入されたものと言わざるを得ない。総務省の検討会の報告書においても、「住所地課税」実現については、中長期的な視点から引き続き、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、検討されるべきである、とされている。このため、清算制度については、時限措置と位置付けた上で、総務省は「住所地課税」実現に向けた具体的な工程表を提示すべきである。

また、国や金融機関がマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現に向けた対応や取組を推進する中、銀行口座へのマイナンバー付番は有効であるとの指摘がある。利子割に関する議論を契機として、金融機関が口座所有者の住所地を把握することができる環境整備に取り組み、住所地課税の実現に向けた検討を継続すべきである。

< 具体的要求内容 >

道府県民税利子割について、清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、国や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現といった視点も踏まえて対応すること。

参 考

(1) 制度概要

- ・ 納税義務者：利子等の支払を受ける者
- ・ 課税対象：個人の預金利子、公社債利子、一時払養老保険差益 等
- ・ 課税団体：納税義務者の口座所在地の都道府県
- ・ 徴収方法：利子等の支払又はその取扱いをする金融機関による特別徴収
- ・ 交付金：利子割総額から徴税费相当額（1%）を控除した後の金額の5分の3を区市町村へ交付  
※所得割額（3ヵ年平均）で按分

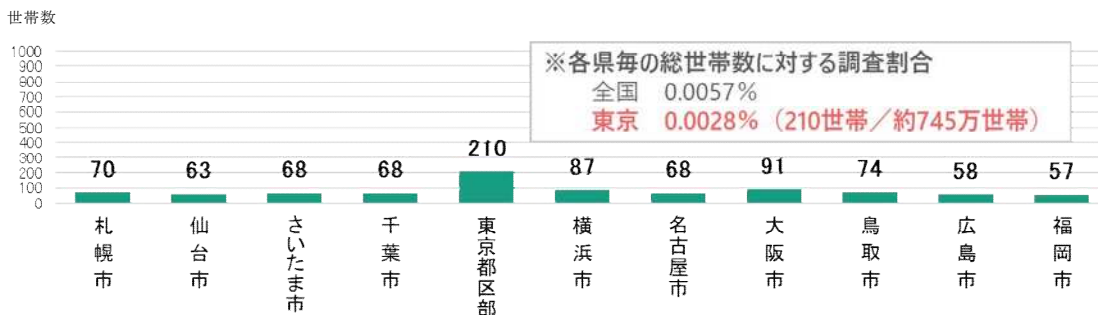
(2) 利子割の都における収入額

(単位：億円)

年 度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
収入額	81	91	96	70	69	64	89	105	160	267	243 (清算前) 443

(注) 令和6年度までは決算ベース、令和7年度は補正後予算ベース、令和8年度は当初予算ベース。

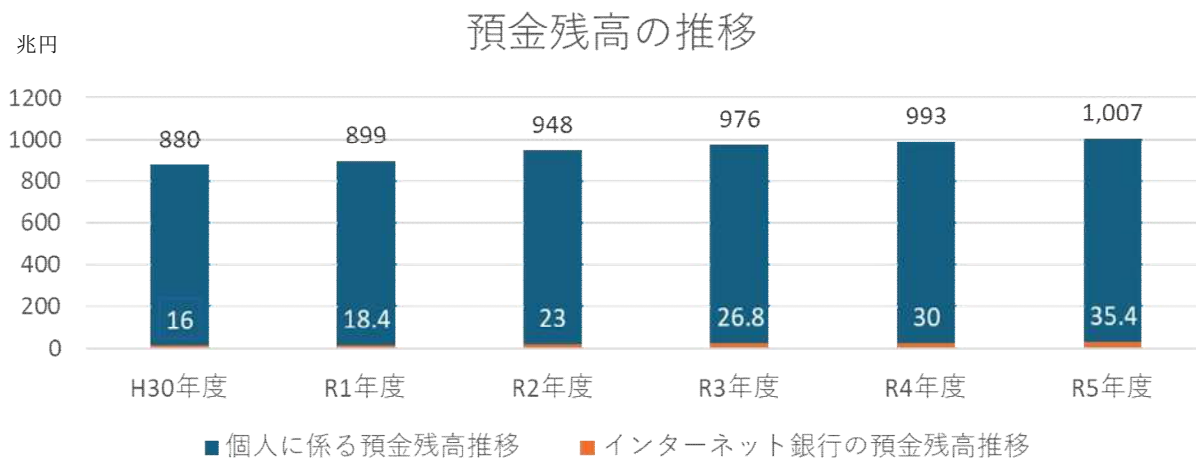
(3) 国の見直しの根拠データ（家計調査におけるサンプル調査）



※令和7年度東京都税制調査会 第2回小委員会資料より作成

(4) インターネット銀行の預金残高

- ・ 個人に係る預金残高 **1,007 兆円程度**
- ・ そのうちインターネット銀行の預金残高は **35 兆円程度 (全体の 3.5%)**



※令和7年度東京都税制調査会 第2回小委員会資料より作成

(5) 金利差について

国の検討会資料では、国内銀行とインターネット銀行の金利について、約5倍の差があるとしているが、検討会当時は概ね同水準となっている。

○ 第4回 地方税制のあり方に関する検討会 資料

インターネット銀行の影響②

○ インターネット銀行の預金金利は、国内銀行の平均的な預金金利に比して高い傾向にあったと思われることから、預金残高に係るインターネット銀行の寄与度以上に、インターネット銀行の利子割税収への影響が大きかったものと考えられる。

【参考】利子割税収÷5%(税率)÷預金残高 で計算した値の比較

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国内銀行 (C÷5%÷A)	0.112%	0.053%	0.054%	0.037%	0.024%	0.029%
インターネット銀行 (D÷5%÷B)	0.137%	0.164%	0.101%	0.072%	0.083%	0.140%

○ 令和7年度東京都税制調査会 第2回小委員会資料

銀行名	都市銀行	楽天銀行	住信SBI銀行	大和ネクスト銀行	ソニー銀行	auじぶん銀行	PayPay銀行	セブン銀行	UI銀行	ローソン銀行	みんなの銀行
預金残高 (百万円)		10,540,200	9,465,829	4,528,600	4,079,695	3,882,793	1,780,099	598,300	403,489	75,651	25,642
普通預金	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.210%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.300%
1年定期	0.275%	0.275%	0.275%	0.550%	0.450%	0.400%	0.275%	0.275%	1.000%	0.500%	※ 定期預金 取扱い無
3年定期	0.350%	0.350%	0.350%	0.650%	0.500%	0.450%	0.350%	0.350%	0.500%	0.550%	
5年定期	0.400%	0.400%	0.400%	0.700%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.550%	0.600%	

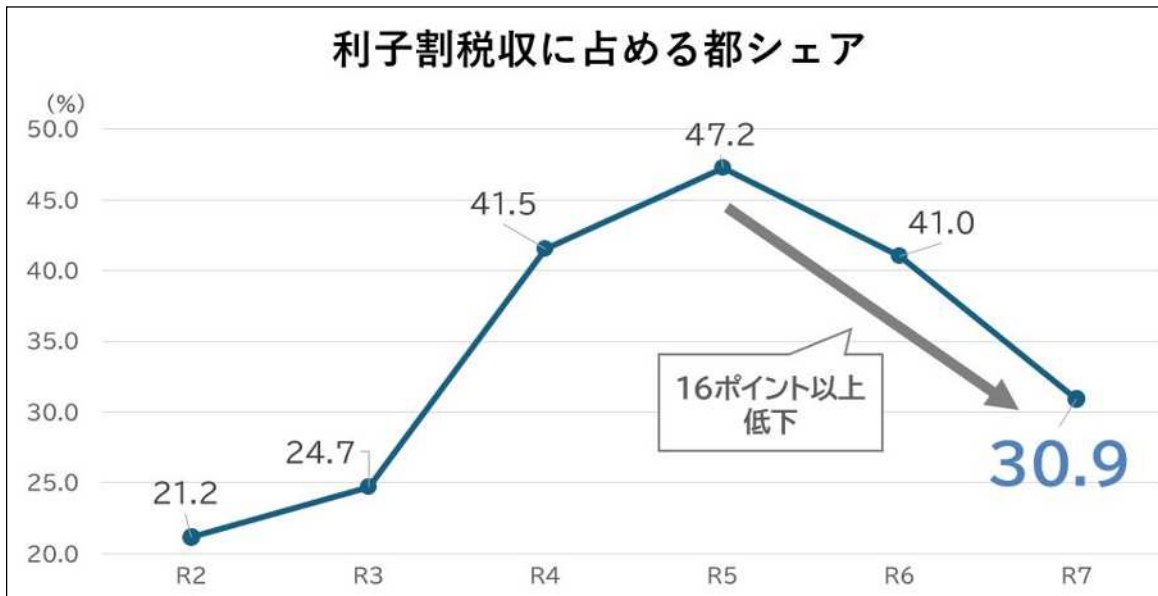
注 預金残高については、各社ホームページの令和6年3月末時点

預金金利については、各社ホームページの令和7年5月26日時点のもの

預金金利について、キャンペーンや預入額により変動する場合あり

実際の店舗を持たないインターネット専業銀行を調査対象の「インターネット銀行」として定義

(6) 都のシェア率



## 10 固定資産税制の在り方

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る負担調整措置の見直しを検討する際には、納税者の負担感に配慮するとともに、各地方自治体の意見を十分に踏まえること。また、現行の条例減額制度を維持すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。  
あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

### <現状・課題>

- (1) 償却資産の評価に用いる取得価額の算定方法等の取扱いについては、原則として税務会計に準ずるものとされている一方で、申告方法等は税務会計と異にする点も多く、申告を行う納税義務者の負担となっている。  
とりわけ、償却資産の申告期限については、平成30年度に（一財）資産評価システム研究センターにおいて、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいとの判断がなされ、まずは、一括電子申告システムの導入やeLTAXの使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行うこととされた。  
その後、令和2年度には複数課税庁への一括電子申告が実現するなど、電子的な環境整備は着実に進展している。加えて、近年、償却資産の電子申告率が向上していることも踏まえると、納税義務者・課税庁双方の体制が整いつつあることから、申告期限の見直しについて検討を進める等、申告制度の簡素化・効率化を進めていくことが望ましい。  
また、検討に当たっては、課税実務を担う各地方自治体の状況や意見を十分に踏まえる必要がある。
- (2) 土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化は着実に進展してきたが、近年の地価上昇等により、再び負担水準のばらつきが見られる状態となっている。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会（（一財）資産評価システム研究センターに設置）において作成された令和7年度報告書の中でも、「令和9年度に行われる次期評価替えを見据え、負担水準が低い土地への対応を含む負担調整措置のあり方については、引き続き、足元の負担水準の収斂の状況や税収の動向、制度改正に伴う納税義務者や地方団体への影響等の観点を踏まえながら、更に検討を進めていくことが必要である。」とされているところである。

負担水準の均衡化は税負担の公平性に資するものである一方で、税負担の急増を招きかねないことから、その検討に当たっては、納税者の負担感への配慮も重要である。

- (3) 家屋の評価方法は、複雑で精緻にすぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考えられる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る負担調整措置の見直しを検討する際には、納税者の負担感に配慮するとともに、各地方自治体の意見を十分に踏まえること。また、住宅用地等に対する条例減額及び商業地等に対する条例減額の現行制度を維持すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

## 参 考

### (1) 償却資産の申告期限の見直し

#### 【償却資産の全国電子申告率】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
40.6%	44.6%	47.7%	50.5%	53.9%

※ 総務省ホームページ「地方税の申告等に係る eTAX 利用率の推移」より

### (2) 土地に係る負担調整措置の見直し

#### 【「令和6年度与党税制改正大綱」（令和5年12月14日）より抜粋】

##### 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

##### 4 地域・中小企業の活性化等

#### (3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である。このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

#### 【令和7年度地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書より抜粋】

近年、地価が上昇基調にある中で、条例減額制度に内在する様々な課題が顕在化してきている。また、下限設定や加算率の見直しの観点からは、仮にこれらの見直しが行われたとしても、条例減額制度における特例率等を見直さない限り、実質的な課税の公平性は担保されない。

こうした条例減額制度に係る課題等を踏まえ、地価上昇に伴う税負担の急増への配慮等とのバランスを十分に考慮しつつ、例えば、1.1 という特例率の水準を見直し、当該制度適用後の実質的な負担水準が評価額の20%という下限を下回らないようにする、負担水準が低い土地は条例減額制度の適用対象外とするといった負担水準の均衡化促進に資する手当を講じることについて、さらに検討を進めていくべきであると考えられる。

### (3) 大規模な家屋の評価

#### 【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成29年4月24日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であると考えられる。

## 1 1 物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補てんすること。

### <現状・課題>

中東情勢の不安定さが引き続く中、エネルギー価格の高騰への対応やエネルギーの安定供給が喫緊の課題となっている。エネルギー資源の乏しい我が国にとって、そうした状況は一過性の問題ではなく構造的な危機であり、これらの課題に対しては、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が重要である。そのため、全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるべきである。

加えて、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、軽油引取税及び地方揮発油譲与税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分は、令和8年度においては、地方特例交付金に

より全額を補填することとされている。一方、今後の取扱いの方針は示されていないが、当該暫定税率の廃止については、引き続き、安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないように、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任で確実に補てんすることが必要である。令和9年度以降についても、国の責任において、引き続き全ての地方自治体に対して代替の恒久財源の確保を図ることを要望する。

< 具体的要求内容 >

- (1) 全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。その際、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として国の責任で確実に補てんすること。